

ければならぬ。

又選挙戦の行はれる地方に於て、他の無産団体、その他の団体との関係が問題となる場合が多いが、これに対して我組合は次の如き基準を以て進むべきである。

(1) 社会大衆党を支持する聯合會に於て我組合員が社大党候補者として立候補する場合には我組合は之を支持して戦ふべきであることは二、に規定するまでもない。

(2) 社大党を支持せざる地方又はその存在なき地方では組合は全農として單獨に選挙闘争に臨むか、或は他の無産団体と無産団体協議会若しくは選挙闘争同盟を組織してその候補者たらしめて選挙戦を行ふかを以てし、それは地方的状況に応じて決定すべきである。

(3) 組合より立候補者せしめざる地区に於て、他の無産団体が立候補せしむる場合、これを支持すべきか否かは地方の状況、選挙後に組合に及ぼす影響度を考慮し、上態度を決すべきである。

(4) 農村に於ける産業組合運大の擴大強化に於て、産業組合、産業組合青年聯盟、或はその外廓團、別働隊等が政治的進出を試みる場合我組合は組合の

立場に予盾せざる限り産業組合の政治的進出と提携し、之を我組合の擴大強化に利用すべきである。

尚之の外候補者選定の基準、選挙闘争の組織、選挙に対する政策についてはも左の如き方針を確立して居る。

(1) 候補者選定の基準

全農に於ては次の如き基準の下に候補者を選出し、大衆の信頼を待たねばならぬ。

(1) 眞面目に階級闘争に従事して居る人 (2) 組織の統制に服する人 (3) 明確なる意志を持ち圧迫懐柔等に服せぬ人 (4) なるべく政治的手腕のある人 尚他団体にて擁出した候補者を支持する場合にもその人物については十分なる注意を拂ねばならぬ。

(2) 選挙闘争の組織

選挙闘争に當つては我組合は次の如き組織を以て進むべきである。

(1) 總本部、府縣会、選挙対策委員會、全國的統制、公認の決定、文書の発行、社大党本部、労働組合との他との交渉、應援、派の派遣等々

(2) 府縣聯合會、選挙対策委員會——立候補地区、候補者の決定、當該縣に於